

沿岸広域振興局長告示第39号

介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の5第2項の規定により、指定介護予防サービス事業者が指定介護予防サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成23年5月31日

沿岸広域振興局長 中 村 一 郎

介護予防通所介護

| 介護保険事業所番号 | 事業者の名称又は氏名 | 事業所の名称 | 事業所の所在地 | 廃止年月日 |
|------------|------------|---------------|-----------------------|------------|
| 0371100520 | 有限会社こめっと | デイホーム ほっと陽だまり | 釜石市鶴住居町第15地割 26番地5 | 平成23年3月31日 |